**東日本大震災・原子力災害伝承館 令和６年度 受付・レジ会計処理業務**

**公募型プロポーザル実施要領**

**１　目的**

　　東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）は、震災東京電力福島第一原子力発電所事故による未曽有の複合災害の記録と記憶を、防災・減災の教訓として伝えていくことを目的とした施設である。

　　当館の来館者の受付及びレジ会計処理業務を円滑に実施するため、下記委託業務の受託候補者を選定するにあたり、この実施要領に基づき企画提案競技（以下「プロポーザル」という）を実施する。

**２　委託業務の概要**

1. 業務名

東日本大震災・原子力災害伝承館 令和６年度 受付・レジ会計処理業務

1. 委託業務の内容

別紙「東日本大震災・原子力災害伝承館 令和６年度 受付・レジ会計処理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

1. 委託期間

令和６年４月１日 から 令和７年３月３１日まで

1. 委託契約額の上限

１５，５１５，０００円（取引にかかる消費税及び地方消費税の額を含む）

1. その他

　　　業務実施上の条件等は仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関しては、受託者による提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）と協議の上、決定する。

**３　参加資格等**

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる資格要件全てを満たす者とする。

（１）現在並びに当該業務中は、福島県内に事業所、支社等を置き業務を行える業者で、機構の求めに応じて速やかに来所し、本業務を的確に遂行できる者であること。

（２）提案資料の受付期間において、地方自治法施行令（昭和２年政令第１６号）第１６

７条の４第１項及び第２項各号に該当しない者であること。

（３）提案資料の受付期間において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更正法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

（４）暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第６号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。

（５）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ　暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

**４　質問等の受付**

（１）受付期間

　　　令和６年３月１日（金）１７時まで（必着）

（２）提出方法

質問書（様式第１号）により、伝承館宛に電子メールにより送信の上、電話で連絡をすること。

（３）質疑回答

令和６年３月４日（月）までに、伝承館ホームページ(<https://www.fipo.or.jp/lore/>)に回答書を掲載する。

**５　参加表明書の提出**

（１）提出期限

令和６年３月８日（金）１７時まで（必着）

（２）提出方法

　参加表明書（様式第２号）を伝承館宛に電子メールにより送信の上、電話で連絡をすること。

**６　提案書等の提出**

（１）提出期限

令和６年３月１３日（水）１７時まで（必着）

（２）提出書類

以下の書類を作成し、簡易に製本したものを６部、伝承館に持参又は郵送により、提出すること。

ア　提案書（任意様式）

　　　　提案書に沿う実施体制であり、業務遂行にあたり、どのような理念・ノウハウを有するか、また委託効果が高まるよう、どのような人材を配置して運用できるか、等について具体的な提案をすること。文章及び写真、グラフ、図等の表示形式は自由とする。

　イ　見積書（任意様式）

　　ウ　工程表（任意様式）

　　エ　会社概要書（様式第３号又は任意様式）

　　オ　類似業務実績書（様式第４号）

　　カ　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第５号）

**７　提案書等の無効**

　次の各号の一つ以上に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

（１）提出者が上記３に定める参加資格等を満たしていない場合。

（２）同一の者が２つ以上の企画提案書を提出した場合。

（３）提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。

（４）虚偽の内容が記載されている場合。

（５）委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。

（６）提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

**８　提案書等の取扱い**

　 提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

1. 提出された提案書等は返却しない。

（２）提案書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（３）提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し、使用することができるものとする。

（４）提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

（５）提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

**９　業務委託予定者の選定**

（１）選定方式

　機構が選定する審査委員による書面審査により、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

（２）審査基準及び配点

　　　審査基準及び配点は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 評価の視点 | 配点 |
| 業務遂行能力等 | ４０点 |
|  | 業務体制 | 業務を実施する上で十分な体制であるか。 |
| スケジュール | 業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールで　あるか。 |
| 業務実績 | 本委託と類似の業務の受注実績があるか。 |
| 取組意欲 | 業務に係る十分な知識・経験を持っているか。 |
| 企画提案内容 | ６０点 |
|  | 業務理解 | 本委託の目的や業務内容を理解しているか。 |
| 企画性 | 提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。 |
| 独創性 | 仕様書に記載されている内容以外に、当事業の効果　を高める提案が組み込まれているか。 |
| 業務経費 | 業務経費は適正であるか。 |
| 合計 | １００点 |

（３）質問

　　　企画提案書を確認し、各審査委員から質問が出た場合は、令和６年３月１５日以降

に電子メールで通知する。

　　　各参加者からの回答期限は、令和６年３月１８日（月）１７時とする。

**10　プロポーザル審査会（書面審査結果集計）**

（１）日時　令和６年３月２１日（木）

（２）場所　伝承館　会議室

**11　審査結果の通知**

（１）通知予定日　令和６年３月２２日（金）

（２）審査方法　　審査会で決定する。

（３）通知方法　　参加者全員に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問などは一切認めない。

**12　業務の契約**

　　審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記７の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。)は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

**13　スケジュール**

 公募開始 　　　　　　　 　　　　令和６年２月２６日（月）

　　質問書提出期限　　　 　　　令和６年３月　１日（金）

　　質問回答　　　　　　 　　　　　　 令和６年３月　４日（月）

　　参加表明書提出期限　 　　　　令和６年３月　８日（金）

　　提案書提出期限　　　　　　　　　　令和６年３月１３日（水）

審査委員から参加者への質問　　　　令和６年３月１５日（金）

参加者から審査委員への回答期限　　令和６年３月１８日（月）

　　プロポーザル審査会（書面審査）　　令和６年３月２１日（木）

　　審査結果通知（予定）　　　　　　　令和６年３月２２日（金）

　　受注候補者打合せ　　　　　　　　　令和６年３月下旬

契約締結　　　　　　　　　　　　　令和６年４月　１日（月）

**14　その他**

（１）企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。

（２）提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

（３）その他、当機構の指示に従うこと。

**15　書類提出先・問い合わせ先**

〒９７９-１４０１ 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田３９番地

公益財団法人　福島イノベーション・コースト構想推進機構

東日本大震災・原子力災害伝承館 企画広報課（担当：池田・渡邊）

電話：０２４０－２３－４４０２

FAX：０２４０－２３－４４０３

電子メール：archive@fipo.or.jp